

平成24年度第4回庄内町スポーツ推進審議会 議事録

○日時：平成25年1月17日（木）午後2時～午後3時30分

○場所：庄内町総合体育館 研修室

○出席者

・委員：赤谷義勝、横山修、時吉久美子、齋藤梓、高橋克彦、遠田照勝、遠田雅弘、
計7名出席

・事務局：社会教育課長 本間俊一、教育課主査 佐藤祐一、
社会教育課スポーツ推進係長 高田謙、総合体育館主事 高橋未央

会議次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 審議
- 5 その他
- 6 閉会

議事録署名委員 横山修委員・富樫希江委員

審議

【赤谷会長】

事務局から答申書案について説明願う。

なお、慎重を期すために、項目ごとに審議していきます。

【事務局】

(資料に基づき次のことを説明)

1 八幡スポーツ公園整備後の社会体育施設の使用料の設定について

(1) 社会体育施設全体の使用料について

(2) 八幡スポーツ公園の屋外施設（サッカー場・ソフトボール場、多目的広場）の使用料の設定について

【赤谷会長】

何か質問等あればお願いします。

【委員】

笠山グラウンドゴルフ場はもともと無料なので、増減も0にしたらどうか。また条例上庄内町笠山グラウンドしか標記されていないが、野球場とグラウンドゴルフ場も明記してはどうか。

【赤谷会長】

皆さんどうでしょうか。意義ないようですのでそのようにいたします。

【赤谷会長】

午後5時～午後9時30分の夜間使用料に関しては、電力料金の相当額を基準とし算定する、の文言を見直し事由のアマチュアスポーツの前に加えてください。

【委員】

屋外施設、相撲場や扇松野グラウンドの1時間当たりの使用料が100円だが、南野グラウンドだけが200円。施設使用料を100円に統一できないか。

【事務局】

南野グラウンドの管理にかかるランニングコストからみると200円に相当すると考えているが、実際の利用状況からみると、町民の使用であれば全額減免となるので、影響はないものとする。委員の皆さんいかがでしょうか。

【赤谷会長】

それでは、ランニングコストを基準として200円のままとします。

そのほかなければ次に進みます。

【事務局】

(資料に基づき次のことを説明)

(3) 使用料(施設使用料及び夜間照明設備使用料)の減免制度について

【赤谷会長】

何か質問等あればお願いします。特になければ次に移ります。

【事務局】

(資料に基づき次のことを説明)

2 八幡スポーツ公園整備後の施設の管理体制について

(1) 八幡スポーツ公園の屋外施設への管理人の配置について

(2) 利用期間、利用時間、休館、休業日について

なお、サッカー場の利用時間について、サッカー協会と調整し、大会等の際を考え、午前8時から利用できるように変更させていただきました。

【赤谷会長】

何か質問等あればお願いします。

【事務局】

サッカー場の利用時間について補足をさせていただきますと、午前8時からの利用となっていますが、利用団体には極力午前8時30分から利用することとして調整をしています。

【赤谷会長】

特になければ次に移ります。

【事務局】

(資料に基づき次のことを説明)

3 社会体育施設利用に関するルールについて

(イ) 施設の利用の申し込みについて

【赤谷会長】

何か質問等あればお願いします。ないようですので、これで審議を終わります。

なお、再度文言等や体裁、を確認し修正する必要があるかもしれませんが、その際は、会長に一任願います。

また、私から教育委員長に答申書を手渡します。

(異議なしの声あり)

【本間課長】

それでは、長期間審議いただきありがとうございました。